

令和 7 年度

生 徒 手 帳

神奈川県立鶴見高等学校

目次

- 1 [校章の由来・教育方針](#)
- 2 [校訓校是](#)
- 3 [校歌](#)
- 4 [鶴陵健児の歌](#)
- 5 [沿革概要](#)
- 6 [日課表](#)
- 7 [教育課程表](#)
- 8 [学則](#)
- 9 [生徒心得](#)
- 10 [つるぞうルームの利用について](#)
- 11 [進路閲覧室の利用について](#)
- 12 [体育施設の管理及び仕様に関する規定](#)
- 13 [部室等使用の心得および管理使用に関する規定](#)
- 14 [部活動に関する規定](#)
- 15 [事務手続要領](#)
- 16 [台風・大雪等荒天時の対応について](#)
- 17 [生徒会に関する規約・規定](#)
- 18 [図書館の利用について](#)



校章の由来

校章は、昭和 23 年 4 月 1 日、本校が学制改革により、旧制中学校から新制高等学校に切り替わったとき、生徒から募集した図案の中から採用されたものです。

知性・感性・徳性を意味する三羽のツルと「高」という文字を図案化し、三羽が中央に向かってくちばしをそろえているところは、仲間の「和」を強調しています。

また、逆三角形の不安定なデザインは、それより上への「向上」を表しています。

教育方針

人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとし、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健全な国民の育成を期する。

校訓『探求 真善美』

『真』は認識上の真、『善』は倫理上の善、『美』は審美上の美を表します。「真清水深き三ツ池の鏡に磨く真善美」と校歌に歌い継がれてきた言葉でもあります。学生として・社会人として生きるということは、この「真善美の探求」に他なりません。創立 70 周年を機に、『探求 真善美』を校訓として定め、県立鶴見高等学校の未来に羽ばたく精神の拠りどころとしました。

校是

『自主自立』・『文武両道』

自主自立とは、自己の理性と見識のもとに健全なる行動をなすことはもとより、創造性と協調性を重んじ、確固たる信念をもって理想社会の建設に努めることです。

文武両道とは、学問をするためには武芸で鍛えられた体力や精神力が必要であり、武芸をするには学問で培われた知識や論理性が必要であるから、両者を重んじて人格の陶冶に努めることです。

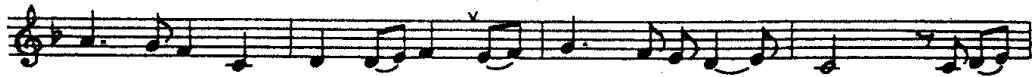
校歌

Moderato

二宮龍雄作詩
中村太郎作曲



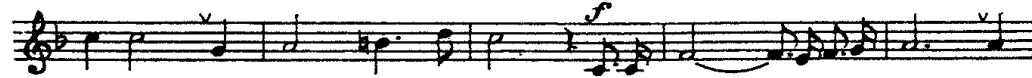
一、な なつ の う みを つ な ぐふね - の
二、ぎ んれ い に おう ふ じ のやま - の
三、い ばら の み ちを あ し たひら - き



ゆ きか い し げ-き や- え のしお - じ みな-
す がた に あ お-ぐ た- か きりせ - う まし-
い のち の い す-み ゆ- う べくみ - て せい-



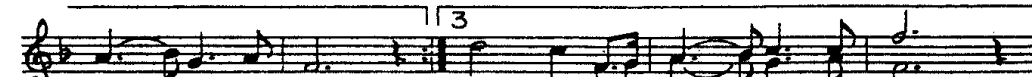
み に-はれ-て か ぜ かお-り あ や ぐも は-
み す-ふか-き み つ いけ- の か が みにみ-
しゅん-みの-り お お かれ- と き そ えは お-



ゆる こ の お か べ きば う -あふる る か
が く し ん ぜ ん び ぶん が -にほん の こ
ど る あ つ き む ね わ か き -つどい を は



く - りよ う の ま- な びの ま ど は か-
う - は い を に- な いて あ ぐ る ま-
ぐ - く み て ま- な びや と



が - や か に わ に ひ- か -り あ れ
ゆ - き よ く

三、

二、

一、七つの海をつなぐ船の

行交繁き八重の潮路

南に晴れて風かおり

彩雲映ゆるこの岡べ

希望溢るる鶴陵の

学びの窓は輝かに

銀嶺匂う富士の山の

姿に仰ぐ高き理想

真清水深き三ツ池の

鏡に磨く真善美

文化日本の荒廃を

担いてあぐる眉清く

茨の道をあした拓き

命の泉ゆうべ汲みて

青春みのり多かれと

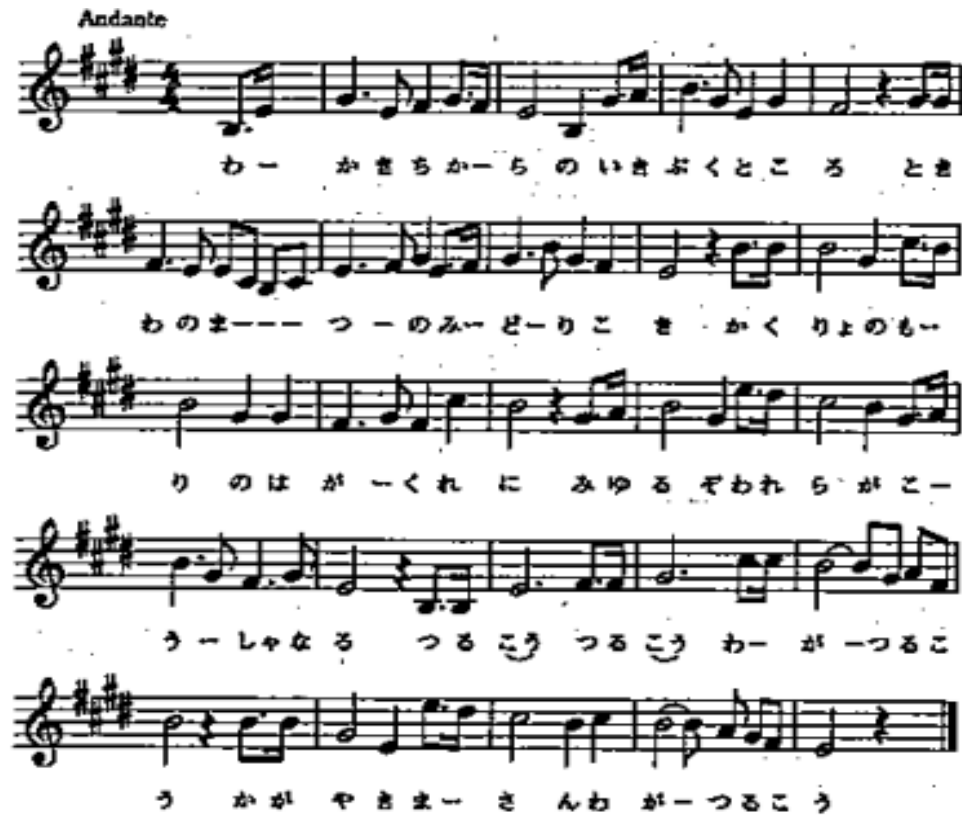
競えば踊る熱き胸

若きつどいを育みて

学びや永遠に光あれ

鶴陵健児の歌

Andante



わー かきちかーらのいきぶくところ とま
 わのまーつーのみーどーりこ き かくりよのもー
 りのはがーくれに みゆるぞわれらがこー
 うーしゃなる つるこう つるこう わーがーつるこ
 う かが やきまーさんわ がーつるこう

- | | | |
|--|--|---|
| <p>三、</p> <p>美しき夢を胸に秘め
 唯ひたすらに善きを求め
 不滅の真理永遠に
 築くぞ我等が理想なる</p> <p>鶴高 鶴高 わが鶴高
 輝き まさん わが鶴高</p> | <p>二、</p> <p>東に浮世の波のぞみ
 西に霊峰富士仰ぎ
 蛟竜の淵ニツ池の
 ほとりぞ我等が母校なる</p> <p>鶴高 鶴高 わが鶴高
 輝き 増さん わが鶴高</p> | <p>一、</p> <p>若き力の息吹くところ
 常盤の松の緑濃き
 鶴陵の森の葉がくれに
 見ゆるぞ我等が校舎なる</p> <p>鶴高 鶴高 わが鶴高
 輝き 増さん わが鶴高</p> |
|--|--|---|

沿革概要

昭和 16 年 1 月 18 日	神奈川県立鶴見中学校設立認可
昭和 16 年 4 月 8 日	県立横浜第一中学校の一部借用して開校
昭和 18 年 10 月 23 日	鶴見区下末吉町に建築中の校舎第 1 期工事完了移転、 この日をもって開校記念日とする。
昭和 23 年 4 月 1 日	学制改革により神奈川県立鶴見高等学校と改称。
昭和 23 年 12 月 5 日	父兄会を解消し、父母教師会(PTA)を設立
昭和 25 年 11 月 2 日	校旗校歌制定
昭和 25 年 11 月 3 日	運動場整地
昭和 30 年 2 月 23 日	体育館兼講堂完成
昭和 34 年 8 月 25 日	鉄筋 3 階建校舎第 1 期工事完了(本館会議室、応接室、生物棟)
昭和 35 年 4 月 11 日	同第 2 期工事完了(化学)
昭和 36 年 5 月 25 日	同第 3 期工事完了(本館)
昭和 37 年 11 月 5 日	プール完成
昭和 40 年 2 月 1 日	生徒会館完成
昭和 43 年 2 月 15 日	鉄筋 4 階建新館工事完了
昭和 44 年 3 月 31 日	鉄筋 4 階建家庭科棟完成
昭和 46 年 3 月 31 日	武道場完成
昭和 49 年 2 月 22 日	体育館兼講堂完成
平成 3 年 10 月 26 日	創立 50 周年記念式典挙行
平成 21 年 6 月 10 日	全教室にエアコン設置
平成 23 年 10 月 23 日	創立 70 周年記念式典挙行
令和 4 年 3 月 18 日	創立 80 周年記念式典挙行
令和 5 年 3 月 17 日	体育館改修工事終了

日課表

予	鈴	8 : 2 5
H	R	8 : 4 5 ~ 8 : 5 0
1	校 時	8 : 5 5 ~ 9 : 4 5
2	校 時	9 : 5 5 ~ 1 0 : 4 5
3	校 時	1 0 : 5 5 ~ 1 1 : 4 5
4	校 時	1 1 : 5 5 ~ 1 2 : 4 5
昼	休 み	1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 3 0
予	鈴	1 3 : 2 5
5	校 時	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0
6	校 時	1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 2 0
7	校 時	1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 2 0
下	校 鈴	1 6 : 5 5

考查時間割

H	R	8 : 4 5 ~ 8 : 5 0
1	校 時	9 : 0 0 ~ 9 : 5 0
2	校 時	1 0 : 0 5 ~ 1 0 : 5 5
3	校 時	1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 0 0

教育課程表

入 学 年 度				令 和 4・5・6 年 度 入 学 生										備 考
学 年			1 年	2 年				3 年				小 計		
教科等	科 目	標 準 単位数	必 修	必 修	必修選択		必 修	必修選択			自由選択			
					文系	理系		A群	B群	C群				
各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	国 語	現 代 の 国 語	2	2								2		
		言 語 文 化	2	2								2		
		論 理 国 語	4		2			2				4		
		文 学 国 語	4						2		2	0, 2, 4		
		国 語 表 現	4								2	0, 2		
		古 典 探 究	4			2	2		4		2	0, 2, 4, 6		
	地 理 歴 史	地 理 総 合	2	2									2	
		地 理 探 究	3			3			※6		3		0, 6	
		歴 史 総 合	2	2	※2							2		
		日 本 史 探 究	3		3					3		0, 6		
			世 界 史 探 究	3		3				3	0, 6			
	公 民	公 共	2		2								2	
		倫 理	2				※5			※7		2	0, 2	
		政 治 ・ 経 済	2							3	3	0, 3		
	数 学	数 学 I	3	3					②			②	3, 5	3年次に、必修及び自 選で数Ⅰを選択する場 合は、数Aとあわせて 計4単位で履修するこ と。(②+②=4)
		数 学 Ⅱ	4		4				4		※8		4, 8	
		数 学 Ⅲ	3						4				0, 4	
		数 学 A	2	2					②			②	2, 4	
		数 学 B	2			2	2					2	0, 2	
		数 学 C	2							2		2	0, 2	
	理 科	物 理 基 礎	2	2									2	
		物 理	4				3				3	6	0, 6	
		化 学 基 礎	2	2						2				
		化 学	4			※4		3		3			※9	
			生 物 基 礎	2	2								2	
		生 物	4			※3	3				3	6	0, 6	
	保 健 体 育	体 育	7～8	2	3			2					7	
		保 健	2	1	1								2	
	芸 術	音 楽 I	2	※1			2	2					0, 2	音楽Ⅰ履修者のみ 音楽Ⅱ履修者のみ
		音 楽 Ⅱ	2								0, 2			
		音 楽 Ⅲ	2							2	0, 2			
		美 術 I	2								0, 2			
		美 術 Ⅱ	2				2	2				0, 2		
		美 術 Ⅲ	2								2	0, 2	美術Ⅰ履修者のみ 美術Ⅱ履修者のみ	
	外 国 語	英 語 コミュニケーションⅠ	3	3									3	
		英 語 コミュニケーションⅡ	4		4							2	4, 6	
		英 語 コミュニケーションⅢ	4				4					4		
		論 理 ・ 表 現Ⅰ	2	2								2		
		論 理 ・ 表 現Ⅱ	2		2							2		
		論 理 ・ 表 現Ⅲ	2				2					2		
	家 庭	家 庭 基 礎	2		2								2	
		情 報Ⅰ	2		2								2	
	情 報	情 報Ⅱ	2									2	0, 2	
保 育 基 礎		2～6									2	0, 2		
専 門 科 目	フ ー ド デ ザ イ ン	2～6									2	0, 2		
	ス ポ ー ツⅡ	2～12									2	0, 2		
	演 奏 研 究	2～6									2	0, 2		
	構 成	2～6									2	0, 2		
教科・科目の単位数合計				29	22	7	7	10	4	2	3	0～10	77～87	
学 校 外 活 動	ボ ラ ン テ ィ ア 活 動	—	0～1	0～1				0～1					0～3	いずれか、 各学年1単位まで
	就 業 体 験 活 動													
総合的な探究の時間			3～6	1	1			1					3	
ホームルーム活動				1	1			1					3	
総 計				31～32		31～32				21～32			83～96	

(注)

1. 修得単位数は必修単位を含めて83単位以上とする。(学校外活動、教科外を除く)
2. 記号の※1～8はの中からいずれか1科目を選択できる。
3. ・2学年は、必修科目の他に文系型と理系型のいずれかの類型を選択する。
 - ・文系は、古典探究の他に地理探究、日本史探究、世界史探究から1科目、数学B、音楽Ⅱ、美術Ⅱから1科目を選択する。
 - ・理系は、数学Bの他に古典探究、音楽Ⅱ、美術Ⅱから1科目、物理、化学、生物から1科目を選択する。
4. ・3学年は、必修科目の他に必修選択A、B、Cの科目をそれぞれ1科目ずつ(計9単位)選択し、自由選択科目を0～10単位選択する。
5. ※8は原則として、2年必修選択と同一科目を選択し、計6単位選択しなければならない。
 - ※9は※4※8で選択した科目と同一科目は選択できない。
6. 本校教育課程は事情によって変更することがある。

神奈川県立鶴見高等学校 学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本校は、神奈川県立鶴見高等学校と称する。

(目的)

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

(位置)

第3条 本校は、横浜市鶴見区下末吉6丁目2番1号に置く。

(課程及び学科の設置)

第4条 本校の課程及び学科は、全日制の課程・普通科とする。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

2生徒が本校に在学することのできる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(生徒の定員)

第6条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

第2章 学年、学期、休業日等

(学年)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日(第3号に該当するものを除く。次号において同じ。)

(2)日曜日及び土曜日

(3)学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

(4)学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)

2前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第9条第1項に定める学年

で通算して 60 日以内とする。

(振替授業)

第 10 条 教育の実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日を、又は、休業日と授業日をそれぞれ相互に振り替えることがある。

(臨時休業)

第 11 条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に休業とすることがある。

第 3 章 教育課程、教科書等

(教育課程)

第 12 条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目、特別活動の単位数及び授業時数は校長が別に定める。

(教科書等)

第 13 条 本校で使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条に規定する教科書をいう。)は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が採択したものとする。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

第 4 章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書授与)

第 14 条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第 15 条 前条 に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第 16 条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかった生徒について教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第 5 章 入学、転学、留学、休学、退学等

(入学資格)

第 17 条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

- (2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した
在外教育施設の該当課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の
学力があると認定された者
- (6) 校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第 18 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第 19 条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第 20 条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。
2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続き)

第 21 条 入学の許可は校長がこれを行う。
2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第 22 条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。
2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。
3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第 23 条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第 24 条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。
2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。
3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第 25 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学し、又は退学しようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添え

て提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は生徒のうち、休養又は療養の必要があると認める者があるときは、これに休学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第26条 休学中の生徒が、休学の理由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第27条 生徒が、傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第28条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し、出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第29条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

2 忌引の日数は、次のとおりとする。

(1) 父母 7日

(2) 祖父母・兄弟姉妹 3日

(3) 伯父・叔父・伯母・叔母・同居家族 1日

(氏名又は住所の変更)

第30条 生徒は、氏名・住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第6章 賞罰

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第32条 校長は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、

次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3)正当の理由がなくて出席常でない者
- (4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授業料等

(授業料等)

第33条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和33年神奈川県条例第3号)の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、該当生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第8章 職員組織

(職員組織)

第34条 本校の職員組織は、校長が別に定める。

第9章 補則

(補則)

第35条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

- 1 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度における第9条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

附則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する(昭和50年4月改正)

改正後の規定は、昭和50年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用する。

附則(昭和56年1月改正)

この学則は、昭和56年1月1日から施行する。

附則(昭和57年4月改正)

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附則(昭和58年8月改正)

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附則(昭和60年3月改正)

この学則は、昭和60年3月8日から施行する。

附則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 学則の施行の日の前日において本校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒

平成 26 年 3 月 31 日

(2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒

平成 27 年 3 月 31 日

(3) 第 1 号及び第 2 号に掲げる期間以外の期間に入学した生徒

平成 25 年 3 月 31 日

附則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 12 条第 2 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学する生徒(学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 91 条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒(同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

附則

この学則は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

生徒心得

1 一般事項

- (1) 学習は生徒の本分である。勉学に励むこと。
- (2) 無断で欠席・遅刻・欠課・早退をしないこと。
- (3) 所定の昇降口から出入すること。
- (4) 始業時から授業終了時刻までは許可なく校地外に出ないこと。
- (5) 授業時間の空いている時はつるぞうルームまたは図書館で静かに自習していること。
- (6) 下校時刻(16:55)を厳守すること。下校時刻後学校に残る時は許可を受けること。
- (7) 休日、長期休業中に登校し、教室を使用する時は、許可を受けること。
- (8) 校舎内の備品を無断で移動させないこと。
- (9) 備品は丁寧に取扱い、汚したり壊したりしないように注意すること。
- (10) 団体の結成、集会の開催、掲示貼紙。印刷物の発行配布などをしようとする時は、あらかじめ届け出て指導を受けること。
- (11) 次のようなことを絶対にしないこと。
 - ア 喫煙、飲酒、薬物乱用
 - イ 定期考査等における不正行為
 - ウ 他人に対するいやがらせ、いじめ、暴力行為等（SNS 含む）
 - エ 他人の所有物を盗むこと
 - オ 公共の器物の破損
 - カ 学校の秩序をはなはだしく乱したり正常な運営を著しく妨げること
 - キ 風紀上好ましくない場所に立ち入ること
 - ク その他高校生にあるまじき行為
- (12) アルバイトは原則として禁止する。
- (13) 原付、自動二輪、電動キックボード、乗用車等による登下校は同乗を含め禁止する。
ケガ等で送迎が必要な場合は担任に申し出る。
- (14) ソーシャルメディアを利用する際は、個人情報の流出や人間関係のトラブル等に十分注意すること。

2 服装

- (1) 衣服はすべて清潔に、常に高校生としての品位を保つこと。
- (2) 本校所定の制服を着用し、所定のバッジを制服上着につけること。ブレザー着用時はネクタイ・リボンのどちらかを着用すること。夏季略装(上着なし)の時は、白いつきシャツを着用すること。ネクタイ・リボンの着用は省略可とする。冬季寒い日は、セーター・カーディガン・ベスト等の着用は可とする。(フード付きパーカーは不可)
- (3) 校舎内では指定の色の上履き(体育館では体育館シューズ)を使用すること。

3 諸届

- (1) 病気のための1週間以上欠席する時、定期考査に欠席しようとする時は、理由書を(必要に応じて医師の診断書を)添えて届け出ること。
- (2) 病気のため休学しようとする時は医師の診断書を添えて休学願を届け出ること。
- (3) 転居(自分または保証人)または自分の身分に異動があった時は速やかに届け出ること。
- (4) 家庭の事情のため退学または転学しようとする場合にはホームルーム担任に申し出て手続きをすること。
- (5) 身体上またはその他の理由で前記服装の規定に反する場合は、その理由を届け出て異装許可を受けること。

つるぞうルームの利用について

静かに自学自習、勉強するための自習室です。進路実現に向け積極的に利用しましょう。

○開室時間

月～金：7：30～18：00

土・日・休日：8：30～16：30

※授業時間は利用不可、3年生の空き時間の利用可

※総合学力テストや模擬試験等の実施により、閉室日となる場合があります。

○利用方法について

飲食禁止、場所取り禁止、私語、音楽の音漏れ等学習の妨げになる行為は禁止です。

ゴミや消しゴムのカスは各自で持ち帰ってください。

退室する際は、戸締り・消灯・エアコンの電源を切ってください。

※これらのルールが守れない時は、使用禁止になる場合があります。

進路閲覧室の利用について

資料をコピーするためのコピー機や、過去問題集・赤本等が置かれている部屋です。進路選択、進路実現に向けて、有効に利用してください。

○利用方法について

・赤本貸出

1人1回につき1冊借りることができます。返却は翌日です。貸出・返却の時は、必ず進路室担当の教員に確認をうけてください。

○その他

・飲食禁止。

・赤本等の無断での持ち出しや紛失、または汚したり破損したりしてしまった場合には、進路室の利用を停止します。

体育施設の管理及び使用に関する規定

1 一般

- (1) 体育施設の管理の対象は、グラウンド、体育館、卓球場、プール、武道場、ラクロスコート、テニスコート、トレーニングルーム及び各付属施設、設備とする。
- (2) 平日における放課後の体育施設使用は、各施設管理責任者の指示に従うこと。
- (3) グラウンド、体育館等の使用割当ては保健体育科で調整する。それに従い時間を守る

こと。

特別の場合[休日、午前中授業、夏休み等]も同様である。

- (4) 体育用具、備品等使用したい時は、保健体育科の許可を得ること。無断で備品を持ち出したり、位置を変更してはならない。
- (5) 昼休みにおける施設の開放は、グラウンド、体育館とし、ボール等の貸出しは行わない。尚、休み時間は開放しない。
- (6) 部外者の使用に関しては、「神奈川県立学校開放事業実施要綱」を適用する。
- (7) 施設を傷つけたり汚したり、係職員の許可なく特別の設備などを設置することを禁ずる。

- (8) 施設に伴う器具、用具の使用については次の項目を守ること。

ア 運搬にあたっては引きずらないこと。

イ 丁寧に取り扱い、安全に十分注意すること。

ウ 破損した時は直ちに保健体育科に報告し、その指示を受けること。

- (9) 使用後は正課体育授業に支障をきたさぬよう元の状態に復し、整備、整頓、清掃は必ず行うこと。

- (10) LHR 時の体育施設の開放は、体育館、卓球場、武道場、ラクロスコート、グラウンドとし、他の施設は使用することを禁ずる。

- (11) LHR 時の体育施設使用は、生徒支援グループ LHR 係が調整するので事前に使用願いを生徒支援グループに提出すること。次の点について必ず守ること。

ア 体育施設使用規定を守ること。

イ 必ず体育時の服装に着替えて活動すること。

ウ 破損、紛失した時はそのクラスで責任をもつこと。

エ 時間を厳守すること。

オ 以上についての注意を守らなかった場合は、当分の間、使用を停止することがある。

- (12) グラウンド、体育館、テニスコート以外の場所で、体育授業、部活動を除いてボールを使用してはならない。

- (13) 各施設使用については、別に定める規定を守ること。使用時間は昼休み定められた放課後とし、自習時、休憩時等の使用は禁止する。

- (14) 使用後は次の項目を厳守すること。

- ア 備品、器具、用具等は正しく規定の位置に戻して整頓しておかなければならない。
- イ 清掃すること。
- ウ 各部屋、出入口の戸及び窓を必ず閉めること。
- エ 電気使用の際は電気スイッチの点検をすること。
- オ 環境美化、整備に努めること。

(令和6年3月改正)

2 体育館

- (1) 館内の使用に際しては入口にて体育館シューズを着用すること。部活動の際は各部署で決めた靴を着用してもよい。
- (2) 係職員の許可なくして各小部屋、ステージの使用および館内備品、器具、電気スイッチ等に触れたり使用することを禁止する。
- (3) 備品、器具及び戸、壁、床等を破損しないように注意すること。

3 グラウンド

- (1) 使用する場合は外用運動靴を着用すること。
- (2) 天候により使用の可否は保健体育科、部顧問が決定する。
- (3) 散水施設の使用は係職員の許可を得ること。
- (4) 散水器等による事故防止につとめること。
- (5) 使用後はレイキ(地ならし)で整備し、器具、用具、ラインカー等を所定の位置に戻して整頓すること。
- (6) 定期的に石拾い、除草等を行い環境整備に努めること。
- (7) 照明使用の際は電灯スイッチの消灯まで責任をもつこと。

4 テニスコート

- (1) 使用する場合はテニス用運動靴を着用すること。
- (2) 天候により使用の可否は保健体育科、部顧問が決定する。
- (3) 自習時及び昼休み時、休憩時の使用は禁止する。
- (4) コート整備は使用の前後に実施すること。(散水、砂撒き、コートブラシ・ローラーをかける、ライン整備)
- (5) 使用の用具類を所定の位置に戻して整頓すること。

5 武道場

- (1) 場内の使用に際しては入口にて素足または体育館シューズを着用すること。
- (2) 器具及び戸、壁、床、畳等を破損しないように注意すること。

6 トレーニングルーム

(使用時間)

- (1) 原則として、授業時間以外の時間とする。

平常授業時	放課後の顧問の把握できる時間
日祝休日	8:30~18:30 の顧問の指示による

※授業での利用は、授業担当教員の監督の下、この「使用規定」に準じて利用する。

(服装等)

(2) 使用の際は、体操着を着用し、制服での入室は不可とする。

(3) 上履きもしくは専用シューズを着用する。

外履き・サンダル・裸足・体育館シューズでの入室は不可とする。

(使用手順)

(4) 保健体育科準備室に常備してある使用簿に所定事項を記入する。

(5) 鍵は、保健体育科準備室に使用責任者が借りに来て、終了後速やかに返却する。

(6) 使用中、鍵は、トレーニングルーム内の所定の場所に掛けておくこととする。

(7) 使用後は、器具を整頓及び室内を清掃する。

(その他)

(8) 一度に入室できる人数は、原則として 10 名以内とする。

(9) トレーニングルーム内での水分補給以外の飲食は厳禁とする。

(10) 器具の使用については十分注意を払い、けが、破損のないようにする。

(11) 器具等の異常や破損を発見した際には速やかに、保健体育科に届け出る。

(12) 利用の際には、顧問の把握のもと、複数人数で利用する。(自主トレや一人での利用は認めない)

(13) 使用中は、外から中の利用状況が見えるように、ドアのカーテンを開けた状態にしておく。

上記使用規定に違反した場合は、個人または所属の部を使用停止にすることもある。
--

部室棟使用の心得

および管理使用に関する規定

1 部室棟使用の心得

部室棟は保護者、学校関係者、先輩の協力支援により建設されたものであることを十分認識し、長く施設を大切に、環境の調整と清潔維持に留意して次のような心構えによって使用すること。

- (1) 集団生活の基本である規定を守り互いに協力しよう。
- (2) 壁面、窓ガラス、備品、用具などを愛護しよう。
- (3) 部の用具や私物は常に整理、保管に努めよう。
- (4) ドアや窓の戸締りを忘れぬように努めよう。
- (5) 室内、室外は常に清潔、整頓に努めよう。
- (6) 風紀を乱すような行為は絶対に慎もう。

2 部室棟管理および使用に関する規定

- (1) 部室棟は校長の管理のもとに、生徒会がその総括の運営に当たり、各部室はそれぞれの顧問が監督に当たる。
- (2) 施設、備品を破損した場合は、直ちに顧問に報告する。
- (3) 部室棟は部活動、各部所有の用具類の保管と更衣以外の目的で使用してはならない。
- (4) 使用時間は、活動日の開始時から終了時までとする。使用後は施錠、消灯の確認をし、鍵を所定の場所に返す。
- (5) 各部室は部員以外の者の使用は認めない。ただし、OB〔OG〕コーチなどが使用する場合は、その部の顧問の承認の上使用することができる。
- (6) 館内はすべて火気使用を厳禁するとともに、OB〔OG〕コーチも飲酒、喫煙をしてはならない。
- (7) 部室の割当は必要に応じて更新する。
- (8) 各室のドアの鍵はすべて体育準備室で保管して必要に応じて貸与する。
- (9) 上記の規定を守らない部は使用を禁止させることがある。

部活動に関する規定

目的

部活動はその目的を同じくする同好の集まりであって、ホームルームや生徒会活動と同様に大切な教育活動の一環であり、特に、お互いの心のふれあいを大切にし、人間として自己を高めていくと共に心身の調和的発達を目指すよう、計画的に運営すること。

1 一般的規定

- ① 活動時間は原則として 18:00 までとする。但し、顧問の付添いをもって、19:00 を完全下校とする。
- ② 定期考査前 1 週間及び考査期間中の部活動は自粛する。但し、大会直前等で特別に活動を行う場合は活動申請書を提出し活動することができる。
- ③ 平日における対外試合等に参加する場合は、その参加者名を出席取扱い用紙に記入の上、担任、教科担当に提出すること。
- ④ 運動部の校舎内の活動は、新館 1・2・3 階の階段・廊下、家庭科館の階段及び 1・2 階の廊下において活動することができる。顧問がつくことを原則とする。室内履きを着用し、活動後は必ず清掃を行うこと。
- ⑤ 入学式における部活動勧誘は本館昇降口前とし、校舎内に入ってはならない。尚、教室の机、イス等を持ち出すことを禁止する。
- ⑥ 部活動勧誘のための掲示物は本館の昇降口、階段、2・3 階、廊下とし、教室内、窓に貼付してはならない。大きさは A4、B4、A3 とし、生徒会の許可を得ること。
- ⑦ 活動の場所の施設使用については下記のことを守ること。
 - ア. 体育施設(グラウンド、体育館、武道場、プール、ラクロスコート、テニスコート)は体育施設の管理及び使用に関する規定を守り、管理責任者の指示に従うこと。
 - イ. 視聴覚教室、音楽室、特別教室等を活動場所とする部は管理責任者の指示に従い、清掃、整理を怠らないこと。
 - ウ. 各教室を使用する部は各ホームルーム担任の許可を得、その指示に従うこと。
 - エ. 部室棟を活動場所とする部は部室棟使用の心得及び管理使用に関する規定を守り、顧問及び生徒支援グループの指示に従うこと。
 - オ. 反省会、送別会、ミーティング等で教室を使用する場合は各ホームルーム担任の許可を得ること。

2 練習試合

- ① 本校で行う練習試合は、休日のみとする。夏休み、春休み等は各部の活動時間帯の中で行い、特別の調整はしない。
- ② 本校で行う場合、その相手方の更衣室は、所定の場所を使用し、他の場所を使用してはならない。尚、スリッパの用意や、整理、清掃は当該部活動で行い、迷惑をかけること。

- ③ 教室の机、イス等を持ち出してはならない。
- ④ グラウンド等の試合の準備はできるかぎり前日に行うこと。
- ⑤ 以上の各項について守れない場合は、本校で行う練習試合は認めない。
- ⑥ 練習試合には必ず顧問が付添うこと。

(令和6年3月改正)

3 合宿

- ① 合宿練習は校長の許可を必要とする。
- ② 合宿練習は4泊5日以内を原則とする。
- ③ 参加者は健康診断を受け、その結果適当であると認められた者であって、保護者の承認を必要とする。
- ④ コーチは指導能力、人格共に適格者を顧問教諭が推薦し、学校長が委嘱する。委嘱されたコーチは宿泊を認められ、技術指導を主とするが顧問教諭と協力して部員の生活指導にも努めなければならない。
- ⑤ 合宿運営に関する共通的费用は生徒支援グループが中心となり、該当部顧問との打ち合わせにより決定するものとする。

4 定期考査前・中の部活動について

1 定期考査1週間前

- (1)原則行わない。
- (2)(1)にかかわらず、公式試合やこれに準ずる文化部活動への参加が考査最終日から起算し、2週間以内にある場合は、許可を受けて活動することができる。

2 定期考査中(最終日を除く)

- (1)原則行わない。
- (2)(1)にかかわらず、公式試合やこれに準ずる文化部活動への参加が考査最終日から起算し2週間以内にある場合は、許可を受けて活動することができる。

3 その他

- (1)定期考査1週間前及び定期考査中(最終日を除く)に部活動を行う場合、部顧問は所定用紙に記入し、生徒支援グループに提出し、校長の承認を受ける。
- (2)所定用紙は定期考査2週間前までに提出する。
- (3)所定用紙の様式は生徒支援グループで定める。

事務手続要領

1.異動の手続

休学・留学・復学・転学・退学・住所変更・氏名変更等一身上の異動がある時は、すみやかにホームルーム担任に申し出て事務手続をとること。

2.生徒証(通学定期乗車券購入兼用)

- (1)入学時に交付し、卒業までの3年間有効。通学定期購入時に使用。
- (2)学割証・在学証明書等の交付願を出す時は、生徒証に記載された生徒証番号の記入が必要。
- (3)住所変更・通学区間変更等異動がある時は、身上事項異動届に添付して、訂正を受けること。
- (4)紛失したり、汚損した時は、ホームルーム担任を通して事務室に再発行を申し出ること。

3.諸証明書・学割の申請

諸証明書及び学割は、発行までに日数を要するので、必要となる日を見込み、十分に余裕を見て申し込むこと。なお、申し込みは、事務室備え付けの用紙を使用し、ホームルーム担任を通して行うこと。

4.記入上の注意

必ず、黒か青のペンまたはボールペンで記入すること(鉛筆、消せるボールペンで記入したものは無効です)。

その他の事務上の用件については、ホームルーム担任または事務室職員に相談すること。

台風・大雪等荒天時の対応について

登校時

1 次の場合自宅待機となります。

(1)午前 6:00 の時点で、神奈川県**東部**に大雨・暴風・暴風雪・大雪のうち 1 つでも**特別警報**が発令されている場合

(2)午前 6:00 の時点で、神奈川県**東部**に暴風・大雨・洪水の 3 つの**警報**のすべて、または大雪**警報**が発令されている場合

午前 8:00 までに警報解除

⇒10:45 から HR、3 校時より授業

午前 10:00 までに警報解除

⇒13:20 から HR、5 校時より授業

午前 10:00 時点で警報継続中

⇒臨時休業

※3 校時以降授業の場合

⇒3 年生は授業のある生徒のみ登校

2 午前 6:00 の時点で、1 の条件を満たしていなくても天候の悪化・交通の混乱等が予想される場合午前 6:00 以降に「まち comi メール」または「GoogleClassroom」で、連絡します。

※連絡がないときは平常授業

また、登校が危険と判断される場合は、無理に登校せず、後日、学級担任にその旨申し出てください。遅刻・欠席について配慮します。

3 1、2 の情報及び緊急連絡事項がある場合には、学校の HP に情報を掲載、または「まち comi メール」にて配信します。

生徒会に関する規約・規定 目次

神奈川県立高等学校生徒会規約

第1章 総則

- 2〃 会員の権利及び義務
- 3〃 生徒総会
- 4〃 議決機関
- 5〃 執行機関
- 6〃 選挙管理会
- 7〃 クラス会
- 8〃 会計
- 9〃 連絡調整
- 10〃 全校投票
- 11〃 最高規則
- 12〃 補則

生徒会運営管理規定

第1章 総則

- 2〃 生徒会役員選挙
- 3〃 会計監査選挙
- 4〃 生徒会役員の承認
- 5〃 直接請求
- 6〃 雑則

生徒会組織

会計及び会計監査に関する規定

第1章 総則

- 2〃 歳入
- 3〃 歳出
- 4〃 予算編成
- 5〃 予算執行
- 6〃 決算
- 7〃 監査
- 8〃 補則

部長会及び部に関する規定

第1章 総則

- 2〃 部・サークル
- 3〃 部長会

4〃 部予算

5〃 部室貸与

広報委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 広報委員会

特別委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 文化祭実行委員会

3〃 体育祭実行委員会

4〃 三年生送別会実行委員会

5〃 新入生歓迎会実行委員会

6〃 球技大会実行委員会

7〃 合唱コンクール実行委員会

専門委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 保健委員会

3〃 図書委員会

4〃 美化委員会

5〃 ボランティア委員会

6〃 放送委員会

臨時委員会に関する規定

第1章 総則

2〃 臨時委員会

神奈川県立鶴見高等学校生徒会規約

私たち鶴見高等学校の全生徒は、ここに私たちの力によって私たちの学校生活を向上させる決意をもつことを確認する。

そして、私たちは、この決意を最も理想にかない、かつ最も現実にもくした方法で成すべきものとする。

よって、私たちは、私たち全ての意志により、私たち自身の生活を向上させる合理的な方法として、次のことを行う。

すなわち、私たち全生徒は、私たちの内よりその代表者を選ぶこと。

すなわち、私たち全生徒は、その代表者に自らの権利の一部を授けることによって、私たちの意志を統合し、これを成すために行動してもらうこと。

すなわち、私たち全生徒は、代表者のあやまちを防ぐために、自ら授けた権利を三者に三等分すること、つまり、それは、私たちの方針を決める権利、方針に基づいて活動する権利、この2つを正しく進めさせる権利である。

然るに、ここにおいて、私たち全生徒は、この代表者が報いられることを望まない奉仕者であることを認めざるを得ない。

そして、私たち全生徒は、これら私たちの精神を最も効果あるものにするため、生徒会を組織し、これらを活用すべきであると信じ、ここにその規約を定める。

私たち全生徒は、生徒会会員として、私たち自身の生活を向上させるため、私たちの精神である本規約に基づいて生徒会を発展・成長させるために、全力を挙げて努力することをここに誓う。

第1章 総則

第1条 本会の名称は、神奈川県立鶴見高等学校生徒会とする。

第2条 本会の目的は、本校教育の主旨に基づき、会員の自主的精神を基にし、会員個人の権利を擁護し、会員相互の交流の場を確保することにより、自治活の向上を図り、学校生活を民主的に向上させることとする。

第3条 本会の権限は、学校より委任された範囲に限定する。

第4条 本会の会員は、神奈川県立鶴見高等学校の全生徒とする。

第2章 会員の権利及び義務

第5条 会員はすべて次の権利を有する。

イ.所属する会議において、正当に発言し、議決に参加する権利

ロ.規則に基づき、代表者を選定し、かつ選定される権利

ハ.規則の定める範囲において、直接請求する権利

ニ.本会の活動によって生ずる福利を享受する権利

第 6 条 会員はすべて次の義務を負う。

イ. 本会諸規則及び決定事項を遵守する義務

ロ. 所定の会費及び入会金を納入する義務

第 3 章 生徒総会

第 7 条

① 本会の最高機関として、生徒総会をおく。

② 生徒総会は、全生徒で構成され、その運営はクラス会長会議長団が行う。

第 8 条 前条に基づき、生徒総会は、次のことを行う。

イ. クラス会長会を通過した年間基本方針・年間活動計画・予算案・決算書の承認

ロ. 本会規約及び諸規定の制定・改廃

ハ. その他重要事項の決定

第 9 条 生徒総会は、生徒会、選挙管理会、クラス会長会又は生徒の直接請求による要求があった場合、クラス会長会議長団が招集する。この要求を行った者は、準備・運営について、議長に協力しなければならない。

第 4 章 議決機関

第 10 条

① 本会の活動方針、活動に必要な諸規則、その他生徒会活動全般にわたって、審議・決定を行うためにクラス会長会をおく。

② クラス会長会は、各クラスより 1 名ずつ選出されたクラス会長で構成され、運営は議長団が行う。又議長は、議案の提案者、その他議事運営上必要な者を招集することができ、その地位は議長が定める。執行機関は、常にクラス会長会に代表を出席させ、必要に応じて見解を表明し、議長の要求があれば審議に参加する。

③ 議事は原則として公開とする。

第 11 条 前条に基づいてクラス会長会は、次の業務を行う。

イ. 本会諸規則の制定・改廃に関する審議・決議

ロ. 生徒会より提案された年間基本方針・年間活動計画・予算案・決算書の審議・決議

ハ. クラス会より提案された事項の審議・決議

ニ. その他、生徒会より提案された事項の審議・決議

ホ. 直接請求により提案された事項の審議・決議

ヘ. 生徒会役員(書記 2・会計 2)の承認

第 12 条

① クラス会長会の議長団は、議長 1、副議長 1、書記 1、会計 1 とし、クラス会長の互選及び生徒会の承認により決定する。

② 議長は、議事運営上、必要ならば議長案を提案できる。

第 13 条 クラス会長会は、生徒会、選挙管理会、クラス会長及び直接請求により議案を提出された場合議長が招集する。なお、議長団不在の場合は、その選出のため、生徒会がこれ

を招集する。

第5章 執行機関

第14条

①生徒総会及び議決機関の決定に基づいて執行を行うために生徒会をおく。生徒会は、常任委員会、特別委員会、臨時委員会を統括し、部長会を監督し、執行に関する全責任を負う。

②生徒会は、規定に基づき全校より選出された会長1、副会長2、書記2、会計2で構成される。また、生徒会長は、その他活動に必要な者を招集することができる。

第15条 前条に基づいて生徒会は、次の業務を行う。

イ.生徒総会又はクラス会長会の決定事項に基づく執行上必要な決定及びその執行

ロ.常任委員会、特別委員会、臨時委員会からの提出事項の処理

ハ.常任委員会、特別委員会、臨時委員会への指示

ニ.クラス会及び直接請求による要求の処理

ホ.クラス会長会に提出する年間基本方針・年間活動計画・予算案・決算書の作成

ヘ.その他クラス会長会に提案する事項の作成

ト.クラス会長会の議決を不要とする事項の決定・執行

チ.各機関の役員選出のための招集

リ.部長会の監督

第16条 生徒会は、その職務遂行のために、クラス会長に指示できる。

第17条 生徒会の指示に基づいて、各種の実務を遂行するために次の委員会をおく。

イ.常任委員会(広報委員会)

ロ.特別委員会(文化祭実行委員会、体育祭実行委員会、三年生送別会実行委員会、新入生歓迎会実行委員会、球技大会実行委員会、合唱コンクール実行委員会)

ハ.臨時委員会

第18条 各委員会に関する規定は、別に定める。

第19条 生徒会の実務を遂行するために、次の委員会を置く。

イ.専門委員会(保健委員会、図書委員会、美化委員会、ボランティア委員会、放送委員)

第20条 専門委員会に関する規定は、別に定める。

第21条 部の統轄、監視をするために部長会をおく。

第22条 部長会に関する規定は、別に定める。

第6章 選挙管理会

第23条

①生徒会活動の運営を円滑に行うために、選挙管理会をおく。

②選挙管理会は各クラスより1名ずつ選出された選挙管理委員で構成され、運営は役員が行う。

第 24 条 選挙管理会は前条に基づき次の業務を行う。

- イ.生徒会役員選挙
- ロ.会計監査選挙
- ハ.直接請求
- ニ.解職請求

以上の細則は、別に定める。

第 25 条 選挙管理会の役員は委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 として、委員の互選及び生徒会の承認により決定する。

第 7 章 クラス会

第 26 条

- ①各クラス内自治を行うためにクラス会をおく。
- ②各クラス会は各クラスの全生徒により構成される。

第 27 条 前条に基づき次の業務を行う。

- イ.生徒より提案されたそのクラス内の事項の審議・決定・執行
- ロ.前項の審議において、クラス内で処理できない事項のクラス会長会への提案又は生徒会、各委員会への要求
- ハ.クラス会長会、生徒会、選挙管理会、各委員会より提示された事項の執行
- ニ.全校投票への参加
- ホ.各機関の委員の選出

第 28 条 クラス会の役員はクラス会長 1、副クラス会長 1、書記 1、会計 1 とし、クラスの会員の互選により決定する。

ただし、クラス会長と生徒会の兼任はできない。

第 29 条 第 10 条に基づき、クラス会長は議決機関であるクラス会長会の構成員となる。

第 8 章 会計

第 30 条 会計及び会計監査に関する規定は別に定める。

第 9 章 連絡調整

第 31 条

- ①職員側との協議を行い、理解・親密を深めるために、校内連絡協議会をおく。
- ②校内連絡協議会は生徒会長が招集し、構成はそのつど定める。

第 32 条 生徒会に若干名の顧問をおく。顧問は生徒会と職員との連絡調整にあたる。

第 10 章 全校投票

第 33 条

①定例を除く生徒総会において議決すべき内容があり、生徒総会の開催が困難な場合、クラス会長会の構成員の 3 分の 2 以上の賛成によって生徒総会に代わって全校投票を行うことができる。

②この場合、議決内容については事前に各クラスで議論を徹底しなければならない。

第 11 章 最高規則

第 34 条 この規約は本会の最高規則であり、これに反する全ての規定はその効力を有しない。

第 35 条

①本規約の改正は、生徒会又は生徒の直接請求により発議し、クラス会長会の構成員の 3 分の 2 以上の賛成をもって同会を通過し、生徒総会又は全校投票により全生徒の 3 分の 2 以上の賛成により改正される。但し、有効 6 箇月以内の暫定改正は、全生徒の過半数の賛成で成立する。

②本規約に必要な規定の制定・改廃は、生徒会又は生徒の直接請求により発議し、クラス会長会の構成員の過半数の賛成をもって同会を通過し、生徒総会又は全校投票で全生徒の過半数の賛成によって制定される。

第 12 章 補則

第 36 条 各会合の決議は構成員の過半数の賛成を必要とする。但し、生徒総会は構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 37 条 本会各役員の任期は、次の通りとする。

イ.生徒会 通年 6 月 1 日～5 月 31 日

ロ.会計監査 通年 6 月 25 日～6 月 24 日

ハ.その他の役員 通年 4 月 1 日～3 月 31 日

但し、特別委員、臨時委員の任期は、そのつど定める。

第 38 条 特別委員、臨時委員を除く各委員は兼任できない。

第 39 条 この規約は平成 4 年 5 月 6 日より施行する。

生徒会運営管理規定

第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第24条に基づくものである。

第2章 生徒会役員選挙

第2条 生徒会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名を会員中より選出する。

第3条

- ①選挙管理会は4月中に生徒会役員選挙を公示する。公示日が本校の休業日に当たる場合はその翌日に行う。
- ②公示当日より1週間を立候補受付期間とする。
- ③立候補受付締切後、立会演説会及び放課後に質問会を行う。やむをえずこの日程を変更する場合、委員会はこれを公示しなければならない。
- ④立会演説会の当日、投票を行い即日開票する。
- ⑤選挙結果を速やかに公示する。

第4条

- ①立候補者は自由とし何人も被選挙権を侵すことはできない。
- ②立候補者1名について推薦責任者2名をおかななければならない。推薦責任者は立候補者とともに選挙運動の責任を負う。
- ③立候補は選挙管理会の指示に従って所定の届出用紙によって届出る。

第5条

- ①立候補受付は選挙管理会が行う。受付は最低6時間以上行い、事情の許すかぎりこの期間を増やさなければならない。
- ②立候補受付日時・場所・方法は選挙公示と同時又はそれ以前に公示しなければならず、必要ならば演説会を開く。

第6条

- ①選挙運動は、立候補届出より投票日の予鈴までとし、学校内に掲示するポスターの枚数は自由とするがすべて選挙管理会の捺印を必要とし、選挙管理会が禁止した場所に貼ってはならない。放送の使用は選挙管理会が許す範囲において自由とする。
- ②立候補者又は推薦責任者は、選挙管理会が行う立会演説会・放送演説会・質問会及び印刷物による立候補者の公報などすべてに対して平等に参加する機会を与えられる。

第7条

- ①選挙管理会は選挙公示の際、ポスターの掲示及び放送の使用、校内での演説、その他選挙運動に関して禁止事項、注意事項など必要事項を公示する。
- ②選挙管理会は校内で一般生徒の注視しやすい場所に、公認ポスター掲示場を5箇所以上設け、ポスターに関しては用紙も支給する。又一般生徒の聴取しやすい時間に放送演説会または、立会演説会を1回以上行う。このうち1回は投票直前にH.R.で行う。

又第3条第3項で示したように立会演説会及び質問会を行う。又投票の際及び立会演説会の際その他なるべく多く立候補者紹介印刷物を発行する。

③選挙管理会はその活動において特定立候補者に有利または不利になるようにしてはならない。選挙管理会は被選挙権を持たず推薦責任者になることはできない。また選挙活動も行ってはならない。

第8条 次の行為は選挙違反とし、選挙管理会が発見した際又は届出があった場合、選挙管理会はただちこれを調査し、違反が確定した場合次の条に示す処分の判定を行う。

イ.会員に対し投票の内容について強制する行為

ロ.本規定および選挙管理会の決定事項に違反する行為

ハ.本規定に基づいた選挙ポスターの破損、選挙演説の妨害など選挙運動を妨害する行為

第9条 選挙管理会は選挙違反者を速やかに全生徒に報告し、必要に応じて次の様に処分する。

イ.戒告

ロ.全生徒に対する陳謝

ハ.その選挙での選挙運動参加の禁止

ニ.弁償

第10条

①投票は無記名とし選挙人名簿の照合後に所定の投票用紙を用いて行う。

②投票はクラス別に行う。

③選挙管理会は生徒数だけの投票用紙を発行しクラス選挙管理委員がクラスごとに最後の放送演説終了後に配布し、記入について説明した後、投票させる。投票内容は秘密とする。投票は記入者が直接投票箱に入れる。

④投票箱は開票開始まで開けてはならない。

第11条

①開票は選挙管理会が行う。

②開票は生徒会長、クラス会長会議長及び立候補者が立ち会うことができる。選挙管理会の認めるところにより、その他にも参観を許すことがある。

③開票の結果、投票数の最も多かった候補者を当選とする。信任投票は、投票総数の過半数に達したものを信任とする。

④投票総数は全生徒の3分の2以上なければならない。

第12条 次の投票は無効とする。

イ.所定の投票用紙を用いないもの

ロ.記載された候補者の氏名を確認できないもの

ハ.2名以上の候補者が記名されているもの

第13条 選挙管理会は開票後、当選者を公示する

第14条

- ①選挙の結果、当選人が定数に達しなかった場合は再選挙を行う。
- ②再選挙の方法は本選挙に準じたものとし、選挙管理会が定める。
- ③再選挙を行っても、既に当選が決定した者は有効である。

第3章 会計監査選挙

第15条 会計監査4名を会員中より選出する。

第16条

- ①選挙管理会は、毎年5月25日に会計監査選挙を公示する。公示日が本校の休業日と重なった場合は、その翌日に公示する。
- ②公示当日より1週間を立候補受付期間とする。
- ③受付締切後1週間以内に印刷物で立候補者を紹介し、投票を行う。
- ④投票及び開票方法は、生徒会役員選挙と同様に行う。
- ⑤詳細については選挙管理会がこれを決定する。

第17条 選挙の結果、当選人が定数に達しなかった場合の再選挙に関しては、第14条と同様に行う。

第4章 生徒会役員の承認

第18条

- ①正副生徒会長を除く生徒会役員を正生徒会長により任命されクラス会長会の承認を受けて役員とすることができる。
- ②選挙管理会は、正生徒会長により会員から役員が選出され、クラス会長会に承認されたならば、速やかにその氏名を公示する。

第5章 直接請求

第19条 生徒全般の意志を反映するために、直接請求制をおく。

第20条 直接請求は次の通りとする。

- イ.生徒総会、クラス会長会の開催請求
- ロ.生徒会、各委員会に対する意見請求
- ハ.各機関の決定、執行に対する審査請求
- ニ.会計監査へ監査を要求する監査請求
- ホ.各役員の解職を請求する解職請求

第21条 直接請求に必要な人数は次の通りとする。

- イ.クラス会長会開催請求 50名
- ロ.生徒会、各委員会意見請求 50名
- ハ.各機関審査請求 50名
- ニ.会計監査請求 50名

ホ.生徒総会開催請求…………… 全生徒の 4 分の 1 以上

ヘ.各役員解職請求…………… 全生徒の 5 分の 1 以上

第 22 条 直接請求はその種類、内容、理由、請求責任者 2 名、請求者全員の氏名、クラスを明記し選挙管理会に提出する。

第 23 条 選挙管理会は、直接請求を受けたならば、次に示す方法でその審議を確認し、正当なものならば適当な機関に送付する。

イ.請求者数が必要以上に達しているかどうか

ロ.請求責任者が 2 名いるか否か

ハ.請求者が請求内容、理由を知っているか否か。この場合、記載されている請求者の中から若干名を任意抽出し、これを確認する。

第 24 条

①生徒会・クラス会長会・各委員会・会計監査は選挙管理会より直接請求を送付されたならば、第 20 条のイについては早急に会議を開催し、ロについてはそれを審議し、二については会計監査を行う。

②選挙管理会はハの請求を受けた場合、各機関に対して審査業務を行う。但し選挙管理会に請求があった場合、生徒会及びクラス会長会がその業務を行う。

③ホの請求があった場合、選挙管理会は解職投票を行い、全生徒の過半数が解職を可とする場合、その者は解任される。

第 25 条 前条②に基づく審査業務とは次のことを指す。

イ.各機関の決定執行に対する規約適合審査・クラス会長会決議適合審査

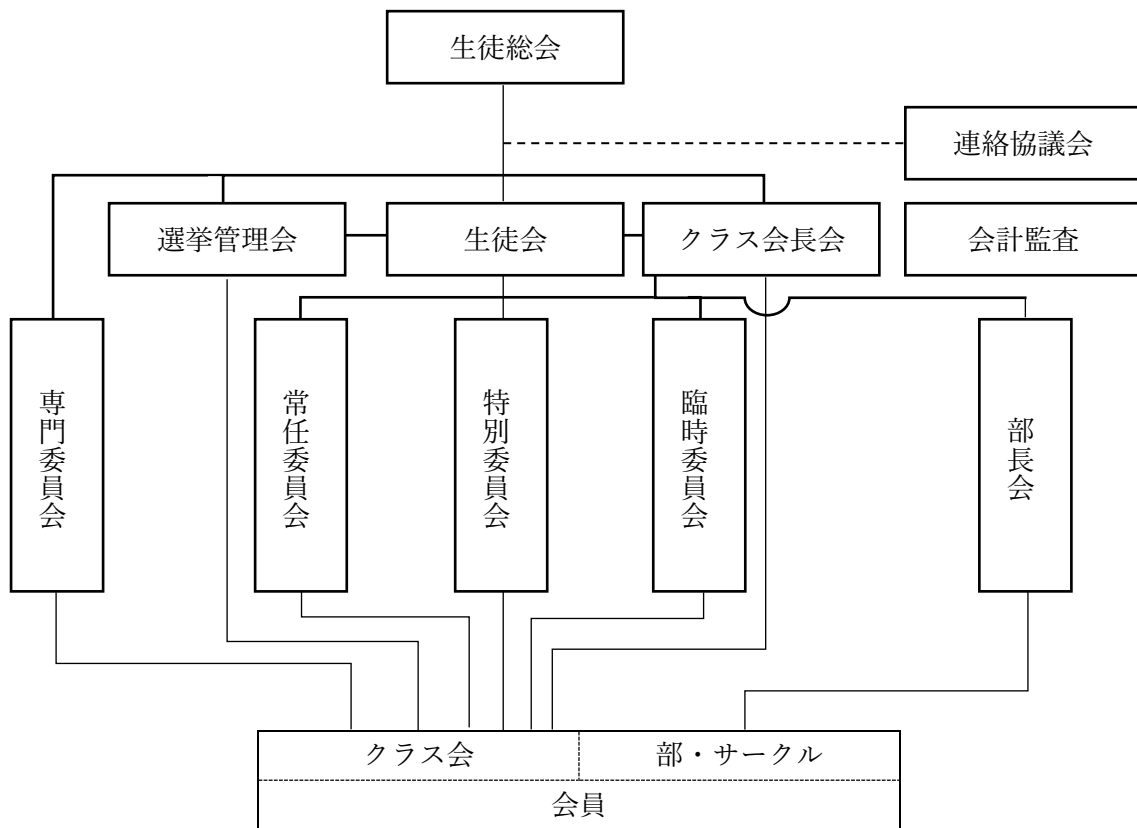
ロ.規約不適合・クラス会長会決議不適合の場合の決定撤回命令・決定修正命令・執行停止命令・執行無効勧告・即時執行命令・再執行命令

第 6 章 雑則

第 26 条 役職に就いているものが辞任する場合は、選挙管理会及びその選出母体に辞任理由と共に報告する。

第 27 条 解任、辞任、転学、退学などにより役員に欠員が生じた場合は、第 2 章、第 3 章、第 4 章に準じた方法で選挙を行い補充する。

生徒会組織



常任委員会：広報委員会

特別委員会：文化祭、体育祭、三年生送別会、新入生歓迎会、球技大会、合唱コンクールの
各実行委員会

専門委員会：保健委員会、図書委員会、美化委員会、ボランティア委員会、放送委員会

臨時委員会：年度初めに設立が予想されなかった委員会

な し	サ ー ク ル	美 写 茶 吹 華 漫 生 書 研 画 奏 術 真 道 樂 道 究 物 道 陸 上 競 泳 技 道 球 道 柔 野 球 剣 卓 球														
--	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会計及び会計監査に関する規定

第1章 総則

第1条 本規定は、生徒会規約第30条に基づくものである。

第2条 本会の経費は、会費、生徒会特別徴収金、その他本会の収入でまかなう。

第3条 本会の会費は、月額500円とし、新入生・転入生は生徒会特別徴収金400円を納入する。但し、免除等が認められた場合は、この限りではない。

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌3月31日までとする。但し部予算は決算上翌2月末日までとする。

第5条 各会計年度における経費は、その年度の歳入をもって、これを支払う。

第2章 歳入

第6条 歳入とは、一会計年度における次のものを指す。

- イ.生徒会費
- ロ.生徒会特別徴収金
- ハ.前年度よりの繰越金
- ニ.その他の収入

第3章 歳出

第7条 歳出とは、一会計年度における次のものを指す。

- イ.クラス会長会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てるクラス会長会費
- ロ.生徒会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる生徒会費
- ハ.選挙管理会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる選挙管理会費
- ニ.広報委員会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる広報委員会費
- ホ.部長会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる部長会費
- ヘ.各特別委員会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる各特別委員会費
- ト.各専門委員会の健全な運営上必要な物品の購入や活動に当てる各専門委員会費
- チ.部の最低限の活動を保障する部活動費
- リ.その会計年度中設置することが年間計画で決定している臨時委員会の健全な運営上必要な物品等の購入に当てる臨時委員会費
- ヌ.慶事・弔事に対し生徒会が慶弔の意を表すために送付する金品に当てる慶弔費
- ル.監査活動を維持するための監査費
- ヲ.予算案成立の際に予見しなかった費用の代償に当てる予備費

第4章 予算編成

第8条 歳入・歳出はすべて、これを予算に編入する。

第9条

- ①クラス会長会、選挙管理会、生徒会、常任委員会、会計監査の会計は、生徒会会計が指定した期間内に次期会計年度の各々の歳出見積もりを生徒会会計が指定した用紙で生徒会会計に提出する。又特別委員会、臨時委員会については生徒会がこれを行う。
- ②生徒会会計は、提出された歳出見積りに慶弔費、予備費を加えて総合し、必要な調整を行い歳出予算案を作成し、個別折衝の際各機関にその割当額を通知する。
- ③個別折衝は、生徒会会計と各機関会計が前項の割当額についての両者の妥協を計るために個別に行う。
- ④個別折衝の結果に基づいて生徒会会計は、最終予算案を作成し、生徒会の決定を得る。この際、予算案にその内容の詳細書及び個別折衝で妥結していない事項についてはその調整理由を添付する。

第10条 生徒会の構成員は、生徒会会計の要請があれば、生徒会会計と協同して前条の予算編成作業を行う。

第11条 生徒会はそこで決定した予算案をその内容の詳細書とともにクラス会長会に提出する。

第12条 生徒会会計は、クラス会長会で審議、承認された予算を、毎年定例生徒総会に提出し承認をうる。
ここで予算は成立する。

第5章 予算執行

第13条 予算支出の請求は、部活動の顧問を通じて行い、生徒会会計は、予算執行を確認する。

第14条

- ①各機関が予備費の使用を必要とするときは、その機関の代表者が生徒会と審議し、必要な調整を加え、生徒会会計に提出し承認を得る。
- ②前項の決定により、生徒会会計はただちに書類を会計監査に提出する。

第15条 領収書は、予算の支払いを受けてから、或いは物品を購入してから1週間以内に提出する。但し、事前に生徒会会計の承認を受けたものは、この限りでない。

第16条 各団体は予算を目的の他に使用することはできない。

第17条 予算はこれを流用、転用してはならない。但し、特別の理由で予算にない物品を購入する際には、生徒会会計の承認を得る。

第6章 決算

第18条 生徒会会計は次の事項を詳細にし、歳入・歳出の決算書を作成する。

イ.歳入

※歳入予算額

※実質歳入額

ロ.歳出

※歳出予算額

※支払済歳出額

※支払未済歳出額

※予備費使用額

※翌年度繰越金

第 19 条 生徒会は、前条 の決算書をクラス会長会に提出する。なお、生徒会会計はその前に決算書の写しを会計監査に提出し承認を受けなければならない。

第 20 条 生徒会会計は、クラス会長会で承認された決算書を毎年定例生徒総会に提出し、承認を得る。

第 21 条 会計年度、剰余金を生じた場合は、翌年度の歳入に繰り入れる。

第 7 章 監査

第 22 条 会計監査は 4 名とし、他団体に対して独立の地位を有する。

第 23 条 会計監査は次の業務を行う。

イ.決算書の監査

ロ.決算書の提出と同時にを行うクラス会長会、生徒総会への監査報告

ハ.物品の管理

ニ.その他監査が必要と認めた事項及び生徒総会で指示する事項

第 24 条 決算監査報告書には次の事項を記入する。

イ.生徒会収支決算の確認

ロ.本規約、規定に違反し、もしくは、不当と思われる事項の有無

第 25 条 会計監査は必要により会計経理の検査を受ける機関に帳簿、書類等の提出を求めることができる。

第 26 条

①会計監査が必要と認めたときは、委員を派遣して実地に検査することができる。

②前項に規定された実地検査を行うとき、各機関は、協力を拒んではならない。

第 27 条 生徒会会計は、帳簿を常備し生徒会会計全般にわたって記録する。

第 8 章 補則

第 27 条

①生徒会会計は、帳簿を常備し生徒会会計全般にわたって記録する。

②帳簿は公開とする。

第 28 条 各部、各クラス会は、本規定が定める会計活動とは別に、独立して会計活動を行

うことができる。

第 29 条 各団体とは、各機関、各部を総称した呼び名である。

部長会及び部に関する規定

第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第22条に基づくものである。

第2章 部・サークル

第2条

①会員相互の趣味、個性を生かし、高校生活を楽しく有意義に過ごすために部を組織する。部は、部長会の認める範囲内において予算支給、部室貸与その他の保護を受けることができる。

②部と同様の目的を持ち、部に準ずる団体としてサークルを組織する。サークルは生徒会の判断により、保護を受けられることがある。

第3条 部・サークルは、生徒会、各執行委員会の活動に協力しなければならない。又部・サークル活動より生徒会機関の活動が優先する。

第4条 本会の部・サークルは別に定める。

第5条

①部・サークルへの参加は個人の意志を尊重し何人たりとも入部退部を拒むことはできない。

②部員の兼任、部員と他の役職の兼任は、これを認める。但し会計と、会計監査との兼任は、これを認めない。

第6条

①各部・サークルは生徒会が指定した用紙で、部員及び活動計画を生徒会に毎年11月中に提出し、変更があった場合はそのつど報告する。

②生徒会は必要に応じて、活動計画についての監督を行う。

第7条 各部・サークルは部員の互選により部長1会計1をおく。

第8条

①各部・サークルにそれぞれ若干名の顧問をおく。顧問は各部・サークルとの連絡調整にあたる。

②顧問は、本校職員中より決定し任期は1年とする。

第9条

①部員不在の部・サークルはその間休部とみなし、部・サークルとしての権利を失い、義務を免れる。

②1年以上休部が続いたサークル、3年以上休部が続いた部は、部長会が存続、廃部を審議し、廃部とした場合には生徒会を通じてクラス会長会に提出する。

③クラス会長会は前項の提案に基づいて部・サークルの廃部について審議・決定する。

④部・サークルの解散を必要とする場合にも②項、③項同様、部長会及びクラス会長会で審議・決定する。

第 10 条 部を新しく組織する場合は次の手順を経るものとする。

イ.部長会に名称、趣旨、活動方針、予定部員、顧問名及びその他の資料と共に新設を申請する。この場合、申請者は 10 名以上とし、その団体はサークルとして 1 年以上活動してきた団体でなければならない。

ロ.部長会は前項の申請に基づいて部新設の可否について審議し、新設を可とした場合はクラス会長会に提出する。

ハ.クラス会長会は前項の提案に基づいて部新設について審議・決定し部長会議に報告する。

第 11 条 サークルを新しく組織する場合は次の手順を経るものとする。

イ.部長会に前条の部と同様に申請する。この場合申請者は 5 名以上とし同好会として 6 箇月以上活動してきた団体でなければならない。

ロ.部長会は前項の申請に基づいてサークル新設の可否について審議し、新設を可とした場合はサークル新設を生徒会を通じてクラス会長会に提案する。

ハ.クラス会長会は前項の提案に基づいてサークル新設について審議・決定する。

第 12 条 同好会を新しく組織する場合は次の手続きを経るものとする。

イ.部長会に第 10 条の部と同様に申請し、それをもって新設とする。

ロ.部長会は、生徒会に同好会の新設を報告する。

ハ.同好会は活動の停止をもって廃会されたものとする。解散を必要とする場合は、部長会及びクラス会長会で審議・決定する。

第 3 章 部長会

第 13 条

①部・サークルを統轄し、部予算編成、部室割当などの、部・サークルの問題を処理するために部長会をおく。

②部長会は各部より 1 名ずつ選出された部長で構成される。

第 14 条 前条に基づき部長会は次の業務を行う。

イ.各部・サークルの趣旨、活動方針、部員、活動内容の把握

ロ.各部・サークルの年間活動計画の助言及び監督

ハ.部予算の編成

ニ.部室の割当

ホ.部員名簿の作成

ヘ.その他部の問題の処理

第 15 条

①生徒会は、部間の問題の調整、連絡を円滑に行うため部長で構成される部長会を招集す

ることができる。

第4章 部予算

第16条

- ①各部会計は、生徒会が指定した期間内に次期会計年度の活動計画及び歳出見積を所定の様式で生徒会に提出する。
- ②生徒会は、提出された歳出見積について活動概要に適合し又、活動計画に基づいた活動に必要なもののみに厳選するため、各部と個別折衝を行う。
- ③上記の個別折衝は、予め生徒会が、全体の予算を考慮して協議した部活動費総額に基づいて行う。
- ④サークルについては、第2条第2項に基づいて行う。

第17条 予算執行に関しては、これを生徒会が行う。

第5章 部室貸与

第18条 部活動上必要ならば、部室を貸与することがある。部室割当は年度ごとに行う。

第19条

- ①各部は生徒会が指定した期間内に所定の用紙で部室の希望を提出する。
- ②生徒会は、提出された部室希望に基づいて割当を行う。この場合、必要に応じて個別折衝を行う。
- ③決定した部室割当は、会決議を行い、生徒会の承認を受ける。

第20条 生徒会は、部室の使用が著しく不適当な場合は、年度途中でも部室を返却させることができる。

広報委員会に関する規定

第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第18条に基づくものである。

第2章 広報委員会

第2条

①生徒会規約第17条に基づき執行活動に対する正しい理解を深め広く意見の聴取にあたるための広報委員会をおく。

②広報委員会は各クラス会より1名ずつ選出された広報委員で構成される。

第3条 前条に基づき広報委員会は次の業務を行う。

イ.執行機関の活動についての広報印刷物の作成・発行

ロ.執行機関の活動に対して世論の動向を把握するための諸調査

ハ.執行活動に関して広く意見を求め、理解を深めるための活動

ニ.その他必要な広報活動

第4条

①広報委員会の執行部は、委員長1、副委員長1、書記1、会計1とし、委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて委員長案を提案できる。

第5条 広報委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第6条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

特別委員会に関する規定

第1章 総則

第1条 本規定は生徒会規約第18条 に基づくものである。

第2章 文化祭実行委員会

第2条

- ①文化祭を円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために文化祭実行委員会をおく。
- ②文化祭実行委員会は各クラス会より5名(3年は2名)ずつ選出された文化祭実行委員で構成される。

第3条 文化祭実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

- イ.文化祭当日までの文化祭に関するすべての準備、調査
- ロ.当日の運営
- ハ.文化祭後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第4条

- ①執行部は委員長1、副委員長2、書記2、会計2とし委員の互選により決定する。
- ②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第5条 文化祭実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第6条 委員会審議は原則として公開する。

第7条 任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 体育祭実行委員会

第8条

- ①体育祭を円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために体育祭実行委員会をおく。
- ②体育祭実行委員会は各クラス会より4名ずつ選出された体育祭実行委員で構成される。

第9条 体育祭実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

- イ.体育祭当日までの体育祭に関するすべての準備、調査
- ロ.当日の運営
- ハ.体育祭後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第10条

- ①執行部は必要に応じて組織を構成し委員の互選により決定する。
- ②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第11条 体育祭実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 12 条 委員会審議は原則として公開する。

第 13 条 任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 4 章 三年生送別会実行委員会

第 14 条

①三年生の卒業を祝うために三年生送別会実行委員会をおく。

②三年生送別会実行委員会は 1、2 年の各クラス会より 3 名ずつ選出された三年生送別会実行委員で構成される。

第 15 条 三年生送別会実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.三年生送別会当日までの三年生送別会に関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.三年生送別会後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 16 条

①執行部は委員長 1、副委員長 2、書記 1、会計 1 とし委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第 17 条 三年生送別会実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 18 条 委員会審議は原則として公開する。

第 19 条 任期は 5 月中に招集してからすべての業務を終了するまでとする。

第 5 章 新入生歓迎会実行委員会

第 20 条

①新入生の入学を祝い本校を紹介するために新入生歓迎会実行委員会をおく。

②新入生歓迎会実行委員は 1、2 年の各クラス会より 3 名ずつ選出された新入生歓迎会実行委員で構成される。

第 21 条 新入生歓迎会実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.新入生歓迎会当日までの新入生歓迎会に関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.新入生歓迎会後のかたづけ、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 22 条

①執行部は委員長 1、副委員長 2、書記 1、会計 1 とし委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第 23 条 新入生歓迎会実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 24 条 委員会審議は原則として公開する。

第 25 条 任期は 5 月中に招集するものとしすべての業務を終了するまでとする。

第 6 章 球技大会実行委員会

第 26 条

①球技大会を円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために球技大会実行委員会をおく。

②球技大会実行委員会は各クラス会より 2 名ずつ選出された球技大会実行委員によって構成される。

第 27 条 球技大会実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.球技大会当日までの球技大会に関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.球技大会後の片付け、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 28 条 執行部は必要に応じて組織を構成し委員の互選により決定する。

第 29 条 球技大会実行委員は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 30 条 委員会審議は原則として公開する。

第 31 条 任期は 5 月中に招集するものとしすべての業務を終了するまでとする。

第 7 章 合唱コンクール実行委員会

第 32 条

①合唱コンクールを円滑に遂行し、全校生徒の連帯感を高めるために合唱コンクール実行委員会をおく

②合唱コンクール実行委員会は各クラス会より 2 名以上選出された合唱コンクール実行委員によって構成される。

第 33 条 合唱コンクール実行委員会は、前条に基づき次の業務を行う。

イ.合唱コンクール当日までの合唱コンクールに関するすべての準備、調査

ロ.当日の運営

ハ.合唱コンクール後の片付け、資料の整理及び必要事項のまとめ

第 34 条

①執行部は委員長 1、副委員長 2、書記 2、会計 2 とし委員の互選により決定する。

②委員長は必要に応じて組織を構成し、すべてを統轄する。又必要に応じて委員長案を提案できる。

第 35 条 合唱コンクール実行委員会は生徒会から指示があった場合及び委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

第 36 条 委員会審議は原則として公開する。

第 37 条 任期は 5 月中に招集するものとし、すべての業務を終了するまでとする。

専門委員会に関する規定

第1章 総則

第1条 本規定は、生徒会規約第20条に基づくものである。

第2章 保健委員会

第2条

①生徒会規約第19条に基づき、生徒の健康管理、調査、発表などを行うために保健委員会をおく。

②保健委員会は各クラス会より男女各1名ずつ選出された保健委員で構成される。

第3条 前条に基づき保健委員会は次の業務を行う。

イ.生徒の健康増進のための啓蒙・広報活動

ロ.生徒の学習に適した環境作り

ハ.生徒の健康・生活意識に関する調査

ニ.生徒会行事や他校との連携のための校外の諸活動への参加

第4条

①保健委員会の執行部は、委員長1、副委員長1、書記1、会計1とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第5条 保健委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第6条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

第3章 図書委員会

第7条

①生徒会規約第19条に基づき、生徒による図書管理、選定、貸出などを行うために図書委員会をおく。

②図書委員会は各クラス会より1名以上選出された図書委員で構成される。

第8条 前条に基づき図書委員会は次の業務を行う。

イ.生徒の図書室利用推進に関わる活動

ロ.蔵書の管理・選定

ハ.資料の整理・広報活動

ニ.生徒会行事や他校との連携のため等校外の諸活動への参加

第9条

①図書委員会の執行部は、委員長1、副委員長1、書記1、会計1とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 10 条 図書委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 11 条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

第 4 章 美化委員会

第 12 条

①生徒会規約第 19 条に基づき、校内衛生向上のために美化委員会をおく。

②美化委員会は各クラス会より男女 2 名ずつ選出された美化委員で構成される。

第 13 条 前条に基づき美化委員会は次の業務を行う。

イ.生徒の衛生に対する知識理解を高めるための広報活動

ロ.廊下のゴミ箱の設置・回収および確認

ハ.特別清掃時の清掃手順の説明

ニ.生徒会行事や他校との連携のための校外の諸活動への参加

第 14 条

①美化委員会の執行部は、委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 とし、委員互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 15 条 美化委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 16 条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

第 5 章 ボランティア委員会

第 17 条

①生徒会規約第 19 条に基づき、ボランティア活動推進のためにボランティア委員会をおく。

②ボランティア委員会は各クラス会より 1 名以上選出されたボランティア委員で構成される。

第 18 条 前条に基づきボランティア委員会は次の業務を行う。

イ.ボランティア活動に関する情報の掲示

ロ.校内・校外の諸活動への参加

第 19 条

①ボランティア委員会の執行部は、委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 20 条 ボランティア委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 21 条

①委員長は委員会審議に必要な者を招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

第 6 章 放送委員

第 22 条

①生徒会規約第 19 条に基づき、行事や集会での円滑な放送活動を行うために放送委員会をおく。

②放送委員会は各クラス会より 1 年生は 2 名ずつ、2・3 年生は 1 名(他希望者)ずつ選出された放送委員で構成される。

第 23 条 前条に基づき放送委員会は次の業務を行う。

イ.行事や集会の放送及び、その準備

ロ.その他放送業務に必要な諸活動

ハ.生徒会行事や他校との連携のための校外の諸活動への参加

第 24 条

①放送委員会の執行部は、委員長 1、副委員長 1、書記 1、会計 1 とし、委員の互選により決定される。

②委員長は必要に応じて、委員長案を提出できる。

第 25 条 放送委員会は、顧問及び委員長から指示があった場合、招集される。

第 26 条

①委員長は委員会審議に必要なものを招集することができ、その地位は委員長が定める。

②委員会審議は原則として公開する。

臨時委員会に関する規定

第 1 章 総則

第 1 条 本規定は生徒会規約第 18 条に基づくものである。

第 2 章 臨時委員会

第 2 条 臨時委員会は、必要に応じて生徒会が設置規定をクラス会長会に提出し、審議・承認の後、設置する。短期で解散することを前提とする。

図書館の利用について

鶴見高等学校図書館は、学校教育や学校生活などに役立つ図書館を目指しています。

授業関連の資料や、生徒の興味・関心ある資料、好奇心を刺激し広げる資料などを提供し、一人ひとりの「読みたい」「知りたい」に応え、様々な課題や疑問（「？」）を自ら学び考えることで解決し（「！」）、皆の未来がより豊かになるよう支援します。

◎開館時間 月～金 9:00～16:45

長期休業中や都合により閉館や開館時間を変更する場合は、掲示物等でお知らせします。

◎貸出・返却について

図書・雑誌の貸出は2週間・原則5冊、マンガの貸出は1週間5冊、原則計10冊です。
(長期休業前は特別貸出を行います)

◎予約サービス（リクエストなど）

希望の資料が鶴見高等学校図書館にない場合は購入あるいは他の図書館から借用し、貸出中の資料は予約をかけ、提供に努めます。

◎レファレンスサービス

各種調べもののお手伝いをします。調べ方のコツもお伝えします。司書にご相談ください。

◎利用上の注意

図書館内では多くの方が様々な利用をします。皆で気持ちよく利用できるよう、他人の迷惑となる行為はやめましょう。

資料を紛失、または汚したり壊したりしてしまった場合は原則として弁償になります。